

ただいまから、県政一般事務にかかわる諸課題について質問をいたします。
質問の大きく第 1 点目は、**今後の財政運営について**であります。

まず、**今後の投資的経費のあり方について**です。

私はこれまで、地方交付税をはじめ、臨時財政対策債、県債・基金管理など、地方財政制度に関する懸念や課題を踏まえ、中長期を見据えた持続可能な財政運営はどうあるべきかについて、種々申し上げてまいりましたが、そのためには、財源のみならず、歳出規模の適正化も重要な視点であると考えております。

浜田知事就任以降、投資的経費の総額は現状維持を基本としつつ、最近は、年度途中での県単独公共事業の追加のほか、空港連絡道路中間工区をはじめ、椋川ダム、高松港の整備といった大規模事業も見受けられるようになりました。また、先の代表質問での空港連絡道路香南工区や新県立体育館、さらには、高松空港の機能強化、四国新幹線の議論など、大型の新規投資の話題も多く取り上げられております。

私は、道路や河川、地震・津波対策をはじめとする社会資本整備が、県民生活や生産活動の基盤強化に一定の役割を果たすことも認識しており、個々の事業を否定するつもりはありません。

私が懸念しているのは、一旦整備された社会資本ストックは、後の維持管理経費の累増を招くとともに、後年度の財政負担となること、つまり、投資的経費の財源は、整備時には県債で手当できますが、その後の維持管理経費や公債費の償還は一般財源により支出するため、いわば固定的な歳出の累積が、県民生活に必要なその他歳出を圧迫し、その結果、将来の財政硬直化を招く危険性を秘めているということです。また、適切な維持管理を欠いた場合には、老朽化した社会資本が本来の機能を保持できなくなる恐れや崩壊等による事故の発生なども懸念されます。

他方、昨今の地方財政を取り巻く環境は大変厳しいものと認識しています。次年度以降の消費税収の減少や社会保障財源の確保、歳出特別枠の廃止や臨時財政対策債の増加、さらには、財政健全化目標達成のため、国が狙う地方の基金と地方財政計画の歳出見直しによる地方交付税の総額抑制の議論など、今後、国の政策誘導による第 2 の地財ショックも想定されます。

過去、本県では、平成 16 年に財政危機宣言を発し、このままでは財政再建団体に陥るとして、平成 17 年度から「財政再建方策」、平成 20 年度から「新たな財政再建方策」に基づき、幾度の財政再建に取り組んできた経緯があります。そ

の大きな要因は、平成元年の1,073億円から、平成8年には1,800億円を超え、平成14年においても1,000億円を超えて高止まりした投資的経費、つまり、大規模公共事業をはじめ、県立ミュージアム、丸亀競技場、サンポート高松など箱物事業の集中投資によるツケが重くのしかかった上に、三位一体改革による地財ショックが重なり、平成17年度から平成22年度までの6年間で、実に1,939億円、単年度平均で320億円を超える財源不足が生じたことにあります。この間、収支均衡を図るため、総職員数の削減や給与カット、さらには、単県医療費等の社会福祉施策の見直しなど、県職員のみならず、県民生活に痛みを伴う改革を断行することになりました。

私が、県職員を辞めて、県議会議員選挙に立候補を決意したきっかけになったのも、この経験であります。このことは、今でも私の頭の中に鮮明に残っていますが、当時から12年が経過する中で、新たに浜田知事が誕生し、県職員も入れ替わりが進んでおり、当時の記憶が忘れ去られてきているように感じます。

私は、財政見通しが不透明な中で、一時に集中した高水準の大型投資を続けられれば、後になってどれだけ他の事業を廃止、見直しても、財政的に行き詰まってしまうのではないかということに危惧しているのです。

人口減少、少子高齢化が進み、県民の安全・安心に資する社会保障経費や社会資本の維持管理経費の増加が見込まれる中で、中長期を見据えた持続可能な財政運営を目指すためには、新規投資の際、財政負担や費用対効果を明確して慎重に検討するとともに、投資的経費の水準は過度に集中させることなく、年度間調整や平準化するなど、本県の財政力、身の丈に合った計画的なものとするべきと考えます。

そこで、これまで申し上げてきたことを踏まえ、持続可能な財政運営を進める上での投資的経費の水準の考え方と今後のあり方について知事にお伺いいたします。

(浜田知事答弁)

三野議員の御質問にお答えいたします。

まず、今後の財政運営のうち、投資的経費のあり方についてであります。

私は、就任直後の平成22年12月に、これまでの財政再建方策の取組みを踏まえ、計画的な財政運営を進めていくための指針となる財政運営計画を策定しました。

計画期間中の投資的経費については、現状維持を基本としつつも、東日本大震災を踏まえた防災・減災対策や、人口減少が進む中、地域と経済の活性化や県民の皆様の安全・安心の確保に資するものなどには、重点的に予算配分してまいりましたが、計画の目標であります、臨時財政対策債を除く県債残高については、毎年度、着実に減少させてきたところであります。

昨年11月に策定し、今般見直しを行った財政運営指針においても、投資的経費については、引き続き、同様の考え方がありますが、議員御指摘のように、国において、地方交付税をはじめとした地方財政制度改革など、様々な検討が進められており、地方財政の先行きが一層不透明な中、投資が過度に集中しないよう、事業費の年度間調整や平準化を図り、後年度の財政負担や公債費負担に留意しながら、臨時財政対策債を含む県債残高の減少を目指すこととしております。

私といたしましては、見直した財政運営指針に沿って、引き続き、財政規律に十分意を用いつつ、施策の一層の選択と集中を進め、財政健全化と地域経済の活性化の両立が果たせるよう、限られた財源の中で創意工夫を凝らし、成長、信頼・安心、笑顔の香川を実現するべく、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、**今後の交流推進施策について**であります。

本県では、浜田知事就任以降、人口減少の克服と地域活力の向上を念頭に、成長、信頼・安心、笑顔の香川づくりを目指し、各分野の施策に総合的に取り組まれておりますが、特に成長分野、中でも交通や観光、県産品などの交流推進施策は、日々の報道でもよく取り上げられ、積極的に取り組まれているのではないかと感じます。

例えば、国際航空路線の開設やインバウンドの充実強化をはじめ、観光案内所や無料 Wi-fi の整備、国内外への県産品トップセールス、MICE・クルーズ船の誘致、うどん県プロジェクトなど県民が聞けば誰もが知っているような施策で、これは、浜田知事を先頭に職員一丸となって、施策推進に尽力されてきた努力の成果であると評価するところであります。

この間の指標では、定期航空路線利用者数は平成22年度の138万人から27年度の178万人へ、県外観光客数は平成22年の880万人から27年の920万人へ、外国人延宿泊者数は同じく4万人から21万人へと大きく伸長しております。

ただ、費用対効果の視点で見ますと、産業成長戦略で観光分野が成長のエンジンにも位置づけられている中、どれだけ県内生産額や雇用創出、設備投資、税収の増につながっているのか、また、交流から移住・定住者の増に結びついているのか、県民所得や県内消費の向上に寄与しているのかなど、定量的に見えない部分があります。

一方、これまでの交流推進部関係の予算、決算の推移を見ますと、瀬戸大橋出資金を除けば、平成23年度決算の35億円から27年度決算は43億円で、この5年間で8億円、1.2倍の増と、年々増加傾向にあります。また、今年度は当初予算の46億円に加え、6月補正で香港線関係、9月補正でソウル線関係、今11月補正でも日台観光サミット等、全定例会の補正予算に計上されるなど、昨年度からさらなる増加が見込まれます。この他にも、瀬戸内国際芸術祭や移住・定住、国際交流事業など、全庁的に関連事業を実施しており、それらを合わせると、なお一層事業規模が大きくなるものと推察されます。さらに、来年度以降は、今定例会に政府目標の変更とはいえ、本県の外国人延宿泊者数等の目標値を上方修正するとの報告があり、目標達成に向けた施策拡大・予算拡大も考えられます。

ここで留意すべきは、実施財源であります。交流推進施策は、国負担・補助が少ない単独事業が多いため、事業規模に関わらず、その財源の大半は一般財源であります。また、地方交付税制度上、基準財政需要額に個別に算定されるものではなく、県の裁量によるところが大きいため、事業量の目安がないほか、事業者との連携によるところもあり、一旦開始すれば固定的な経費となって、なかなか見直しや廃止が難しいのではないかと思います。

私は、今後も交流推進施策による県政発展に期待するところではありますが、特に、一般財源が限られている中で、先に申し上げた投資的経費と同様、事業規模が歯止めなく拡大していけば、他の事業を圧迫して早々に財源が行き詰まり、その結果、県全体の財政運営に影響するのではないかということを懸念しているのです。

今年度の県政世論調査では、交通・情報ネットワーク、交流人口の拡大、県産品振興にも増して、最上位に医療・介護、子育て支援、防災・減災、雇用対策が重要との声が占めております。その他にも県政発展に必要な施策は様々ありますが、財源が限られている中では、県民が望む声をもとに、バランスの取れた県政運営を進めていくことが重要と考えます。

こうした中、今後の交流推進施策の展開に当たっては、指標や目標値の妥当性、個々の事業内容の精査をはじめ、産業・文化振興や国際交流、移住・定住施

策との連携実施や、市町や企業、県民との協働・役割分担の視点を持ちながら進めるとともに、これまで以上に費用対効果を検証、評価して、効果的・効率的に実施していく必要があると考えます。

そこで、これまで申し上げてきたことを踏まえ、今後の交流推進施策の展開に当たり、効果的・効率的な事業実施手法の検討と実効性ある検証、評価する仕組みを構築すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

(浜田知事答弁)

次に、交流推進施策についてであります。

交流推進施策を含め、県が行う施策や事務事業については、その成果をできるだけ客観的な指標などを用いて評価することにより、今後の施策・事務事業の見直しに活用し、費用対効果も勘案しながら、効率的・効果的な行政運営と県民ニーズに対応した施策展開を図るため、毎年度、行政評価を実施しており、昨年度が「せとうち田園都市香川創造プラン」の最終年度であったことから、今回、プランの指標について、5年の計画期間中の達成状況を取りまとめたところであります。

交流推進部関係では、8つの指標を評価対象として設定しておりますが、このうち、議員御指摘の「定期航空路線利用者数」や「外国人延宿泊者数」のほか、「定期航空路線数」は策定時の2倍に、「県産品の国内販売額」は約5倍、また、「県産品の海外販売額」は約7倍に大きく増加しており、5つの指標においてA評価となっております。

また、施策実施による経済効果については、直接の消費に加え関連産業への波及効果を含めると、本年4月の「G7香川・高松情報通信大臣会合」では約8億5千万円と算出しており、

民間の研究所の試算による、

国際線就航の経済波及効果は、高松・上海線が最大で年間約15億円、高松・香港線が最大で年間約22億円と算出されたところです。

なお、「G7香川・高松情報通信大臣会合」に伴う広報活動によるパブリシティ効果は約4億5千万円と算出しています。

いずれにいたしましても、人口減少が進行する中、交流人口の拡大、地域経済の活性化を図ることは重要な課題であります。それに対する交流推進施策の実施にあたっては、議員御指摘の雇用、税収、設備投資への影響について、定量的に分析・検証することは、直ちには難しいものの、指標や目標値の妥当性、

事業内容の精査、他施策との連携、市町、企業、県民の皆様との協働・役割分担などの視点を持ち、これまで以上に、費用対効果も念頭におきながら、取り組んでまいりたいと考えております。

質問の2点目は、**公有林の有効活用と木育の推進について**であります。

本県の森林面積は、全国第45位と他の都道府県に比べて少ないものの、水源涵養や山地災害の防止などの公益的、多面的な機能を発揮して重要な役割を果たすとともに、木材の供給源としても貴重な資源となります。特に、近年、ヒノキ人工林が成木期を迎え、建築物の大黒柱としての利用ができるまでに成長してきております。

今後は、適切な森林の整備、管理を促すとともにいかに有効活用していくか、その際、生産者や消費者、木に関わるあらゆる人が笑顔で幸せになる循環システムを構築して、いかに県産木材の利用を促進していくかが大切な視点であると考えます。

そのモデルとして、地方自治体等が所有する公有林を活かさない手はないと考えます。

公有林は、県の林野面積全体の約16%に過ぎませんが、ヒノキ等の植林の後、下草刈り・枝打ち・間伐が行き届いており、現在、大きく成長している木があります。しかし、せつかくの成木も、大量に搬出する程の木材供給量が少なく、また、市町合併等により放置されているのが現状ではないかと思えます。

そこで、県有林・市有林・町有林などの公有林を県産木材のシンボルとして保育施設や教育施設などで有効活用してはいかがでしょうか。他県の事例では、木造校舎の子どもたちは、コンクリート校舎の子どもたちより風邪にもかかりにくいとか、ストレスの発生やケガの発生、保健室の利用が少ない、さらには、授業中に眠気やだるさを感じたり、イライラして集中しにくいとすることが少ないとか、疲労感が軽くなるといったことが紹介されております。また、小さいころから、木に触れる経験を持つことは、将来の木材の消費者を育てる意味でも重要であり、さらに、使う子どもたちの笑顔が生産者のやりがいにもつながっていくことが期待されます。

放置された公有林を有効活用することで、「木を植え、育て、伐採し、木材を有効活用する」という、いわば『緑の循環システム』への県民理解を呼びかけるきっかけづくり、機運の醸成につながり、そして、今後一層の県産木材の利用促

進につながるものと考えられます。

そこで、県が率先して市町等にも働きかけ、保育施設や教育施設に公有林ヒノキを県産木材のシンボルとして使うこと、例えば、施設の建て替え時に子どもが触れる丸太の大黒柱として利用するなど、公有林を有効活用して木育の取組みを推進してはどうかと考えますが、知事の御所見をお伺いします。

(浜田知事答弁)

次は、公有林の有効活用と木育の推進についてであります。

本県の公有林については、平成23年度から27年度までの5年間で、県有林と県行造林をあわせた県営林では、約3,300立方メートル、市町有林等では、約3,100立方メートルの間伐材が搬出されており、県全体の搬出量の約30パーセントを占めるなど、公有林の木材利用は一定進んでいると考えております。

また、平成23年度から27年度までの、5年間に建築された公共建築物等のうち、保育施設や教育施設での県産木材利用の実績は、県有施設で27施設、約140立方メートル、市町施設で36施設、約310立方メートルとなっており、そのうち、平成26年度に建設した土庄小学校では、100立方メートルを超えて壁材や天井材などに、地元の公有林材を活用したと伺っております。

保育施設や教育施設などにおける県産木材の活用は、子どもたちの心身の成長の場として、健康で快適な環境を提供できることから、県では、

平成21年度から、県内の私立幼稚園などに県産ヒノキで作ったおもちゃなどを配付するなどして、木の良さを実感してもらう木育の推進に努めているところであります。

県といたしましては、議員御提言の丸太の大黒柱など、地域で育てた公有林の木材をシンボルとして使うことを含め、地域の保育施設や教育施設などで、公有林の木材がより多く利用されるよう、各市町へ積極的に働きかけてまいります。

質問の第3点は、**待機児童対策について**であります。

保育所等利用待機児童数の増加が止まりません。昨年4月の129人から今年4月には324人、そして、10月には519人となり、待機児童の定義に変更があるとはいえ、現に保育所等への入所希望者が存在しており、今後も、共働き世帯の増加や核家族化の進行等により、さらに増えていくことも想定されます。各市町が計画的に施設整備を行い受け皿確保に努めている中で、必要な保育士数が確保できず、受け入れに制約が生じることは、待機児童解消に向けて大きな課題となります。

最近では、保育士不足解消のため、保育士の一部を別の資格者で代替できる緩和措置が講じられたり、実際、保育現場では、臨時的雇用者が多く、保育未経験の方や定年退職者が増える中、育児に不安や悩みを持つ保護者への対応も多くなっております。現に、定年退職者の方々に保育所から無理にお願いされて、臨時職員として働いている私の知人も多数おりますが、定年まで勤めて一息ついた退職者の方々に精神論で安い賃金で対応しようとしても長続きしません。保育士は、子供が初めて親を離れ、心身ともに大きく成長するときの人格の基礎をつくる高い専門性が求められる職業です。こうした環境下での保育士確保に当たっては、一層の量の確保のみならず、質の確保も重要となります。

本県では、保育士養成施設に対する就職促進や保育学生修学資金貸付などの人材養成の支援策のほか、潜在保育士の復職支援や現任保育士の離職者防止などにも取り組んでおりますが、養成施設の経営事情や保育士には個々の離職事情があり、今後は、短期的にも、また、中長期的な視点でも安定的な人材確保が必要となります。ただ、これまでの県議会での答弁をお聞きしますと、保育士の具体的な確保や処遇改善については、市町任せ・各保育所任せになっている感が否めません。

こうした中では、県が主体性を持って、待機児童対策として何ができるのか追求すべきです。そこで私は、保育士の量の確保はもとより、知識や実践力を備えた質の高い保育士を安定的に養成し、その保育士が現場で良き指導者となり人材を育成する保育運営の好循環サイクルを構築するとともに、県内の保育士養成施設のリーダーシップを発揮するための中核的な養成施設が必要ではないかと考えます。

そこで、提案したいのは、県立保健医療大学への保育学科の設置であります。

過去、本県には県立保育専門学院がありました。当時、私は、質の高い人材の養成、授業料等の費用面での配慮等、県立施設の意義について申し上げ、廃止に

反対しましたが、当時は財政再建中であり、行革一辺倒という方針の中で、今後の保育士の需要増が見込まれないこと、民間の保育士養成施設の設置が進んだことなどを理由に、平成 22 年度に廃止となりました。

現在、県内の保育士養成施設は 8 施設ありますが、今年度の入学者数は 293 名で、ここ数年横ばい傾向が続くとともに、最近では、県外への進学者も多いと聞きます。また、県内施設卒業後、保育所への就職は短期大学で約 6 割、4 年制大学で約 3 割程度にとどまっているとのことですが、当時の県立保育専門学院は、卒業生の約 8 割が県内の保育所へ、約 1 割が県内の幼稚園に就職していたと記憶しています。また、ある民間の養成施設では、保育所の定年退職者の方々をお願いして、アルバイトで講師をされている方も多数いらっしゃるという話も聞きます。もちろん、現在の養成施設は個々それぞれに尽力されておりますが、廃止後 5 年を経過し、今の保育士の需給環境を見たとき、改めて、県立施設の意義を再認識し、設置に向けた検討を行う時ではないかと考えます。

県立保健医療大学に保育学科を設置することで、大きなハード整備が不要で、県内関係機関が連携することにより人的にも最小限の費用で済みます。

また、県立施設として設置することで、中長期にわたる量、質ともに高い安定的な人材養成はもとより、政策的な保育ニーズへの対応や、保育士養成施設の核となり、他の保育士養成施設とも連携して県全体のレベルアップにもつながります。

さらに、学科設置の効果は、県内学生の地元定着はもとより、県外からも学生を呼び込むことで、若年層の人口流出に歯止めをかけることができ、在学中は修学資金を活用し、卒業後は県内の保育所に就職、そして活躍する仕組みづくり、それが、足下の待機児童対策はもとより、地域の活力、ひいては、将来の人口増につながる地方創生の取り組みとしても期待できます。そして、県が率先して取り組む姿勢を示すことで、「イクケン香川」を進める本県のイメージアップにも寄与するものと考えられます。

いずれにしても、待機児童対策は、子育て世代をはじめ多くの県民の関心事であり、世の中が動向を注視する中、県としては、中長期的な視点も持って、自ら先頭に立ち、積極的に展開していくことが必要と考えます。

そこで、知事にお伺いいたします。

まず、本県の待機児童対策の現状と課題に鑑み、県立保健医療大学への保育学科の設置を検討してみたいかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

また、来年度以降、県自らが主体性を発揮して、保育士確保対策にどのように

取り組んでいくのか、あわせてお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

(浜田知事答弁)

次は、待機児童対策についてであります。

保育士の養成につきましては、現在、県内に8校ある養成校が、それぞれの特徴を生かしながら、近年の保育ニーズに対応した教育に熱心に取り組まれ、その役割を果たされているものと考えておりますが、一方で御指摘のように、入学者数が定員を下回る養成校があることや、保育所等への就職率が低い状況にあること等の課題について認識しているところです。

こうした課題に対して、県立保健医療大学への保育学科の設置について御提案をいただきましたが、県といたしましては、計画的な保育士の養成を図るため、各養成校が行う就職支援の取組みに補助するとともに、今後、各養成校と連携して、保育士として働くことの魅力を、保育学生や高校生に伝える取組みの検討を進めていくこととし、まずは、これらの取組みを通じて、各養成校からの県内保育所への就職者の増加を期してまいりたいと考えております。

また、引き続き、保育士人材バンクを通じた潜在保育士への就職支援を行うとともに、県内において、保育士として5年間就業することにより、返還を免除する「保育士修学資金貸付」について、対象者を昨年度の10名から、今年度は14名に拡大したところであり、今後、より一層の拡大を図ってまいります。

さらに、保育所等の定員を増加させることを目的に、保育士の採用又はフルタイム化に取り組む各市町への補助に加えて、保育士の業務の負担を軽減することにより、就業環境を改善し、離職防止を図る保育補助者の雇用に対する支援についても、各市町とともに検討を進めてまいりたいと考えております。

私といたしましては「子育て県かがわ」の実現を目指して、結婚から妊娠・出産を経て、子育てまでの切れ目ない支援を総合的に推進する中で、待機児童対策は、特に重要かつ喫緊の課題であると認識し、各市町や関係機関と連携して、積極的に取り組んでまいりますので御理解をお願いいたします。